

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：バングラデシュ 担当：経済基盤開発部  
案件名：ダッカ都市交通戦略計画改訂プロジェクト（有償勘定技術支援）

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2015年5月下旬

2 参加要件

海外における公共交通整備計画に関する各種調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：12月下旬
- (5) 契約交渉：12月下旬～1月上旬

5 業務の目的

バングラデシュ国(以下「バ」国)の首都、ダッカ市は、その都市圏(Dhaka Metropolitan Area: DMA)に930万人の人口(2011年)を有している。DMAの都市交通は道路交通に大きく依存しており、交通渋滞が深刻な問題となっている。DMAの人口は2025年には1,570万人にも増加するとされていることに加え、経済成長により自動車の普及が進むことが予想されている。

「バ」国政府は2005年、世界銀行の協力を得て、DMAを対象としたダッカ都市交通戦略計画(Strategic Transport Plan for Dhaka: STP)を策定した。STPでは2024年までの20年間を対象とした「都市交通政策」が立案され、事業実施及び維持管理のための組織体制の確立、BRT3路線・MRT3路線の合計110kmの都市公共交通システムのネットワークの提案や、合計330kmの都市高速道路の整備を優先課題として提示した。

JICAは、2009年3月からダッカ交通調整局(DTCA)をカウンターパート(C/P)機関として「ダッカ都市交通網整備事業準備調査(DHUTS)」(フェーズ1、2)を実施し、STPのレビューや交通需要の見直しを行い、MRT6号線を優先プロジェクトとして選定、MRT6号線の事業実施妥当性を技術的・経済的に検証した。これをもとに、2013年2月、MRT6号線に対する円借款契約を調印した。また、世界銀行(WB)とアジア開発銀行(ADB)は、BRT3号線に対する支援を推進しており、現在設計を進めている。

しかし、この2路線以外の進捗はなく、市内の混雑は激化していることに加え、DMA郊外部において大規模なニュータウンの開発が進んでおり、特に郊外部の人口増加のペースはSTPの想定を上回っていることから、交通渋滞は一層深刻になることが予想される。これらダッカの交通混雑解消の課題に対処していくためには、軌道系交通機関を軸とする都市公共交通システムの整備が不可欠である。

本業務は、策定後8年が経過したSTPを最新の調査を用いて改訂するとともに、次期優先プロジェクトを速やかに選定し、事業化に向けた予備的な検討を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
ダッカ県、ガジプール県、マニクゴンジ県、ムンシゴンジ県、ナラヤンゴンジ県、ノルシンジ県
- (2) 事業実施機関  
ダッカ交通調整局(DTCA)
- (3) 業務内容
  - 1) 関連情報の収集及び現況把握
    - 1) 既存の都市交通計画・プロジェクトのレビュー  
(STP及びDHUTS、MRT6号線計画、BRT3号線計画含む)
    - 2) 既存の都市開発計画・プロジェクトのレビュー(民間開発計画を含む特に郊外)
    - 3) 都市交通計画に係る実施機関及び組織の把握
    - 4) 都市交通計画に係る法制度類の把握
    - 5) 道路及び交通サービスのインベントリー調査
    - 6) 土地利用状況の確認
    - 7) 社会・経済状況及び自然状況の確認

- 8) 環境社会配慮にかかる基礎情報収集
  - 2) 交通量調査の実施
    - 1) ダッカ都市圏 (DMA) 郊外部を含んだゾーニング見直し
    - 2) 既存の調査を活用した補足交通量調査の計画
    - 3) 補足交通量調査の実施 (パーソントリップ調査等)
    - 4) 携帯電話位置情報データ (地理空間情報) の可視化による行動分析
    - 5) 上記調査結果の分析・とりまとめ
    - 6) 都市交通データベースの整備
    - 7) 都市交通に関する課題の特定
  - 3) 将来交通量需要予測のアップデート
    - 1) 社会経済フレームワークの設定
    - 2) 都市開発フレームワークの設定
    - 3) 需要予測モデル作成と将来交通量需要予測
    - 4) 都市交通整備シナリオ案の策定と評価
    - 5) 最適な都市交通整備シナリオ案の選定
  - 4) 総合都市交通計画のアップデート
    - 1) 段階的 (短期、中長期) な総合都市交通計画の策定
    - 2) 各段階における概略事業費の算出
    - 3) 段階的整備スケジュールの策定
    - 4) 公共交通計画、道路整備計画、交通管理計画のアップデート
    - 5) 戦略的環境アセス (SEA) の実施
    - 6) 次期優先プロジェクトの選定
  - 5) 次期優先プロジェクトの事業計画の策定
    - 1) 事業計画の策定
    - 2) 事業計画の評価
    - 3) 概略事業費の算出
    - 4) 財源及び経済財務分析
    - 5) 事業計画のための法制度、組織体制、ロードマップの提案
  - 6) その他
    - 1) STPの3報告書 (「Strategic Transport Plan」、 「Urban Transport Policy」、 「Institutional Strengthening & Capacity Building」) のアップデート
    - 2) GIS等のデータベースの構築
    - 3) 交通量調査、需要予測、データ分析に係る技術移転
    - 4) イメージ動画の作成
    - 5) 全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言のまとめ
- 7 成果品等
- (1) インセプションレポート (2014年1月中旬)
  - (2) インテリムレポート1 (2014年7月下旬)
  - (3) インテリムレポート2 (2014年12月下旬)
  - (4) ドラフトファイナルレポート (2015年2月下旬)
  - (5) ファイナルレポート (2015年5月下旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- 1) 総括 / 総合都市交通計画 (評価対象予定者)
  - 2) 都市開発計画 (評価対象予定者)
  - 3) 社会経済状況調査
  - 4) 交通量調査
  - 5) 交通需要予測
  - 6) 地理空間情報分析
  - 7) 土地利用計画
  - 8) 地域開発計画
  - 9) 防災・治水計画
  - 10) 軌道系交通計画 (評価対象予定者)
  - 11) 道路計画
  - 12) 財源及び経済・財務分析
  - 13) 組織・制度
  - 14) 自然環境配慮
  - 15) データベース構築 / 都市交通計画補助
- 9 特記事項
- ・ 共同企業体の結成を認める予定
  - ・ 2013年10月13日に合意文書 (R/D) 締結済

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。